



長野県告示第85号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和元年6月24日

長野県知事 阿部守一

1 起業者の名称

飯綱町

2 事業の種類

飯綱町庁舎建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼字居村地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

飯綱町庁舎建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当することから、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である飯綱町は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

飯綱町は、平成17年10月に牟礼村と三水村が合併して誕生した町であり、その際、現存施設の有効利用による経費削減を目的として、役場庁舎については旧牟礼村及び旧三水村の庁舎を使用した分庁舎方式を採用した。

このことにより、現庁舎において次のような課題が生じている。

(7) 行政機能が施設ごとに分かれているため、来庁者が施設間を移動する必要があり、利便性が悪い。

(4) 職員の集約や機材の増加等により、来庁者の待合スペース、相談・打合せの個室が不足している。

(9) エレベーターが設置されておらず、段差が生じている等、バリアフリー対応が不十分である。

(1) 現庁舎には、昭和56年のいわゆる新耐震基準制定前に建設されたものもあり、災害発生時に災害時拠点として機能継続できることが期待される役場庁舎としては、耐震性に不安がある。また、建物が倒壊した場合、来庁者等の安全確保が困難なことに加え歩行者及び周辺施設への被害も予想される。

(4) 老朽化による建物の整備等も必要となっており、継続して使用するためには修繕必要箇所が多数になるため、多額の維持費用が必要となる。

(カ) 施設が分散していることにより、事務処理・意思決定などの面で事務効率が低下している。

以上の課題を解決するため、飯綱町では、牟礼庁舎及び三水庁舎機能を統合し、各所候補地の立地や事業費を検討する中で、現牟礼庁舎の敷地に新たな役場庁舎を建設することとした。

飯綱町は、本件事業により次の効果が期待できるとしている。

(7) 耐震性の向上による来庁者及び職員の安全確保が図られる。また、災害対策設備の整備による防災拠点としての機能向上が見込まれる。

(4) 分散している役場機能を統合することで、行政事務の効率が向上するとともに、住民に対してワンストップサービスの提供が可能になる。

(9) 町民が自由に使うことのできる交流の場の設置や子供連れ来訪者向けの施設を設置することで住民サービスが向上する。

(1) エレベーター設置などバリアフリーに配慮した構造とし、高齢者・障がい者等にも使いやすい施設となる。

(4) 老朽化により負担が大きくなっていた維持管理費を、地中熱などの再生可能エネルギーを導入することで削減できる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地(以下「本件起業地」という。)は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

また、日照については、周囲の住宅への日照を妨げない建物高にする等の配慮を行い、影響を最小限に抑える。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、選定された3つの候補地を住民の利便性・安全性等の地域性、経済性及びまちづくりの視点等を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

前記(3)のアのとおり、飯綱町役場庁舎は、来庁者や職員の安全確保及び老朽化に伴う維持管理費用の増大等多くの課題を抱えており、その解消が喫緊の課題であることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
飯綱町役場牟礼庁舎総務課

総合政策課

長野県告示第86号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年6月24日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡小海町大字千代里字三山窪2083の190、2083の228
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第87号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年6月24日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡筑北村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、筑北村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年6月24日

長野県知事 阿部守一

- 落札に係る調達産品等の種類及び数量
長野保健福祉事務所・北信消費生活センター庁舎以下9施設で使用する電気
予定契約電力 1,596 kW 予定使用電力量 4,277,223 kWh
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 名称 長野県健康福祉部健康福祉政策課
 - 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日
平成31年1月25日
- 落札者の名称及び所在地
 - 名称 中部電力株式会社
 - 所在地 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- 落札金額
71,158,183円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成30年12月13日

健康福祉政策課

公告

令和元年6月18日、千曲市西部土地改良区の定款変更を認可しました。

令和元年6月24日

長野県知事 阿部守一

農地整備課